

第1章 高齢者虐待とは

1 高齢者虐待防止法について

平成18年4月から「高齢者虐待防止法」が施行されました。
この法律の目的については、次のとおりです（法第1条引用）。

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

2 「高齢者虐待」の捉え方

(1) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法において「高齢者」とは、65歳以上の者と定義されています（法第2条第1項参照）。

また「高齢者虐待」とは、「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」をいうと、定義されています（法第2条第3項参照）。

このマニュアルでは、「高齢者虐待」のうち「養護者による高齢者虐待」について述べます。

(2) 養護者による高齢者虐待とは

高齢者虐待防止法において「養護者」とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされています。「現に養護する者」とは、金銭の管理、食事と保清などの身の回りの世話や介護、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為の管理や提供している者をいい、同居であるか、血縁関係にあるかは問いません（法第2条第2項参照）。

「養護者による高齢者虐待」とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています（法第2条第4項参照）。

養護者による高齢者虐待

i	身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
ii	介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による高齢者に対する虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
iii	心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える行動を行うこと。
iv	性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
v	経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

養護者による高齢者虐待の類型（例）

区分	内容と具体例
i 身体的虐待	<p>①暴力的行為で痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など <p>②本人に向けられた危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 など <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなりハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる、無理やり食事を口に入れる。 など <p>④外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵をつける。つなぎ服を着せる。意図的に過剰に薬を服用させて、動きを抑制する。 など）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など

<p>ii 介護・世話の放棄・放任</p>	<p>①意図的であるか結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させている行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴しておらず異臭がする。髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたり続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。など <p>②専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視をする。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れて帰る。 など <p>③同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など
<p>iii 心理的虐待</p>	<p>○脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与える行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・排泄交換や片づけをしやすいついという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
<p>iv 性的虐待</p>	<p>○本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為又はその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で下半身を裸にしたり、下着のままに放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など
v 経済的虐待	<p>○本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・高齢者の自宅等を高齢者に無断で売却する。 ・年金や預貯金を無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。 など

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
(平成30年3月) 厚生労働省 老健局

(3) セルフネグレクトについて

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」(平成30年3月厚生労働省)では、「市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれているような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取り扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります」と記載されています。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしいくない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴います。

保健所・精神保健福祉センター・医療機関などの専門機関、高齢者福祉・生活保護・障害福祉などの関係機関と相互に連携を図りながら、重層的な支援を行う必要があります。

「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について」(平成27年7月10日付) 厚生労働省 老健局

3 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点

虐待は、高齢者に対する最も重大な権利侵害です。高齢者虐待は、その法の名称にもあるように、虐待を未然に防止することが重要となります。そのために、市民が高齢者虐待に関する正しい知識を持ち、高齢者への支援に関係する機関や団体が、連携・協力

関係を構築する取り組みが不可欠となります。

また、高齢者虐待への対応は、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある生活を維持していくために、現に起きている虐待を解消させ、安全で安心な環境の下での生活を再構築し、高齢者の権利擁護を実現させなければなりません。

(1) 虐待を未然に防ぐために

高齢者虐待を未然に防止するためには、認知症等に対する正しい理解や介護知識の周知、介護保険制度の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

静岡市では、上記周知啓発のために、毎年、市民を対象に介護者負担軽減・認知症理解促進等をテーマとした講演会を開催しています。また、関連する啓発チラシ・パンフレット等を作成し、周知啓発を行っています。

さらに、介護に関する相談や悩みをはじめ、「どこに相談するのか分からない」といった悩みも、まずは地域包括支援センターに相談できるよう体制を整えています。

そして、近隣との付き合いがなく孤立している高齢者のいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じて虐待が発生する要因を低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取り組みをさらに進めていきます。

(2) 虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者に対する支援を開始することが重要です。

静岡市では、保健・医療・福祉関係機関だけでなく、民生委員や自治会・町内会等の地域組織も含めた会議の実施等を通して、協力・連携の強化を図っています。

連携体制が構築されることで、仮に虐待が起きたとしても、早期発見、相談・通報及び対応に結びつけることができるため、今後一層の推進を図っていきます。

また、虐待であるかどうかの判断は、市(各区福祉事務所)と地域包括支援センターがコアメンバー会議を開催して行います。

虐待を発見した、又は疑いを持った時には、虐待の有無を自らの判断だけで決め、一人で抱え込み、対応を進めることがあってはなりません。

今後も、市民や関係機関の相談窓口である地域包括支援センター又は市(各区福祉事務所)へ相談しやすい体制をさらに整えていきます。

【静岡市の保健・医療・福祉関係者へ求める虐待の早期発見・早期対応のための役割】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・常に虐待に関する意識と知識の向上に努めながら相談等の対応をすること。
(困難事例と知っているものの中に、虐待が潜んでいることもあります。)・職場ごとに、虐待を発見した時の対応手順(マニュアル)をあらかじめ取り決め、役割を明確にして職場内で共有しておくこと。 |
|--|

詳細はP6 第1部 第2章参照